

- トラック、バスなど国土交通分野の業界団体等を通じ、燃料油の供給制限等を受けている事業者の状況を注視。燃料油流通の目詰まりが発生している事案を確認した際は、国土交通省及び経済産業省が連携・協力して個別に迅速に対応。
- 燃料油の高騰については、燃料油価格の緊急的激変緩和措置により、燃料油価格の高騰を抑制。
- トラックや建設分野においては、燃料油価格高騰を踏まえた価格転嫁の徹底等を文書で要請。
- 4月2日に、事業者の皆様からの情報を受け付ける相談窓口を国交省に設置。

【1. 国土交通分野における燃料油・石油製品の使用状況について】

- トラック運送（軽油）については、全産業の使用量のうち約5割を使用するほか、バス（軽油）、タクシー（LPガス）、船舶（軽油、A重油、C重油）、航空（ジェット燃料）、鉄道（軽油）など、公共交通や物流においては、燃料油は必要不可欠。 また、海上保安、海上気象観測、下水道といった官公需においても燃料油を使用。
- シンナー（塗装）、樹脂（断熱）、アスファルト合材（道路舗装）といった建設・住宅資材においても、石油製品を使用。

【2. 燃料油の流通の目詰まり解消について】 ※4月2日時点

- 燃料油流通に目詰まりが生じていた15社・団体（バス（8社）、トラック（1社）、旅客船（4社）、下水道（2自治体））について、国土交通省と経済産業省が連携・協力して個別に迅速に対応。（⇒現時点でバス（3社）、旅客船（3社）について燃料油供給が再開。他の事案についても、供給再開に向け調整中）

<事例：九州産交バスの燃料供給再開について>

- 3/13（金）、国土交通省から事務連絡を発出し、日本バス協会等を通じて全国のバス事業者から供給に懸念がある際の情報を収集する体制を構築。
- 3/18（水）、九州産交バスより、産交バス分も含め、「3/22（日）までの軽油を確保するも、一日あたりの使用量が多く、軽油確保が困難のため、（インタンクではなく）スタンドで給油している」旨の連絡。
- 3/19（木）、国土交通省から経済産業省に対し、九州産交バス/産交バスの軽油の取引先や必要量等の情報を伝達し、軽油が継続して供給されるよう要請。
- 3/23（月） 時点で、在庫が約4日分しか残っていなかったものの（最大で約7日分の貯蔵可）、要請を踏まえた継続的なインタンクへの給油により、少なくとも4月中まで当面必要な油量を確保できる見通し。

○ **九州産交バス**
車両数：273両
運行エリア：熊本市内、山鹿市等
○ **産交バス（子会社）**
車両数：301両
運行エリア：熊本市内、八代市、人吉市、玉名市、天草市等

